

両立支援等助成金

育児休業等支援コース

中小企業事業主のみ対象

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主を助成します。

① 育休取得時/職場復帰時

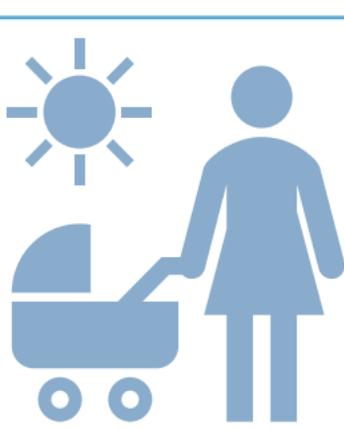
A・Bとも1事業主2人まで支給
(無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人)

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給されます。

A: 育休取得時

支給額	生産性を満たした場合
28.5万円	36万円

※職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可。



B: 職場復帰時

支給額	生産性を満たした場合
28.5万円	36万円

職場支援加算
「B 職場復帰時」に加算して支給

19万円	24万円
------	------

② 業務代替支援

1事業主あたりA・B合わせて1年度10人まで支給。(5年間)

育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給されます。

A: 新規雇用

支給額	生産性を満たした場合
47.5万円	60万円



育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算。

B: 手当支給等

支給額	生産性を満たした場合
10万円	12万円

有期雇用労働者加算

9.5万円	12万円
-------	------

③ 職場復帰後支援

制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給されます。

制度導入については、AまたはBの制度導入時いずれか1回のみでの支給。
制度導入のみの申請は不可。



精度導入時

支給額	生産性を満たした場合
28.5万円	36万円

精度利用時

A: 子の看護休暇制度	B: 保育サービス費用補助制度
1,000円 (1200円) × 時間	保育サービス費用 補助制度 実費の2/3
上限 200時間	上限20万円まで